

「障害者差別禁止条例」

制定に向けての学習会

●11月23日(月・勤労感謝の日)午後1時30分～4時(受付1時)

●場所 ハートフルスクエアG 2階 中研修室 ●資料代300円
岐阜市橋本町1丁目10番地23 生涯学習・女性センター
TEL 058-268-1050

●内容 第1部 講演「障害者差別禁止条例について」

講師 崔栄繁(さいたかのり)さん (DP | 日本会議事務局員)

第2部 フロアディスカッション

障害者差別解消法の施行まであとわずかとなりました。

来年4月1日の施行に向けて関係機関においては対応要領・対応指針の作成や障害者差別解消地域支援会議の設置等の準備が進められています。

平成18年千葉県において制定された差別解消条例は26年度には1府、11県、2市の自治体に広がり、27年度は岐阜県を含めて5県3市、28年度には2市での策定が予定されています。すでに制定された条例には、どういったことが差別であるかが明文化されていたり、あるいは訴訟援助規定を持つなど自治体ごとの様々な特色を持ち、もとより差別を解決する仕組みと実効性が弱いと言われている本法を補完するものとなっているとされています。

現在準備が進められている岐阜県・岐阜市の条例は今の段階では内容は明らかになってはいませんが、どういった条例があれば障害を理由にした差別をなくし、誰もが安心して暮らせる社会になるのでしょうか。各地の条例を学び、岐阜での条例づくりに当事者の声を生かしていきたいと思い、この学習会を企画しました。ぜひご参加ください。

主催・申込み・お問い合わせについて

特定非営利活動法人障害者自立センターつかいぼう

岐阜市早田東町8丁目4-1 パセール長良103号

Tel 058-215-7374 Fax 058-296-5343 e-mail info@tsukkaibo.com

氏名	所属
住所	連絡先

必要事項をご記入のうえ、11月16日(月)までにFAX またはメールにてお送りください。